

## 益城町戸建て木造住宅耐震改修事業 提出書類チェックリスト 1

## 〔 建替え工事 〕 交付申請時

補助対象であるかの確認ができれば、下記の書類を提出してください。

※ **必ず町から交付決定通知書が届いてから契約をしてください。**

**交付決定日より前に契約すると、補助が受けられなくなります。**

| 確認欄 | 提出書類  |           |
|-----|---|-----------|
| 1   | 補助金交付申請書  | 別記第1号様式   |
| 2   | 補助対象事業実施計画書（建替え工事）  | 別記第2号～5様式 |
| 3   | 委任状<br>※申請手続きの全てまたは一部を建築士などに委任する場合  | （町様式）     |
| 4   | 申請者の住民票の写し  | —         |
| 5   | 住宅の所有者及び建築年月日がわかる書類の写し（登記事項証明書、固定資産証明書、建築確認済証の写し等）  | —         |
| 6   | 益城町税滞納有無調査承諾書   | 別記第3号様式   |
| 7   | 補助事業承諾書<br>※所有者以外の居住者等が申請する場合または所有者が複数人いる場合   | 別記第4号様式   |
| 8   | 建替え工事の見積書の写し  | —         |
| 9   | 工程表   | —         |
| 10  | 現況写真（外観写真2方向以上）   | —         |
| 11  | 現況の各階平面図  | —         |
| 12  | 耐震診断結果報告書の写し（現地調査写真を含む）   | —         |
| 13  | 工事監理者の資格が確認できる書類<br><input type="checkbox"/> 建築士免許証の写し<br><input type="checkbox"/> 所属する建築士事務所登録通知書の写し<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の写し | —         |
| 14  | 新築する住宅の配置図、平面図、立面図  | —         |
| 15  | 建築確認済証（建築基準法第6条）  |           |
| 16  | 建替え後の住宅が省エネ基準に適合することが確認できる書類の写し<br>（省エネ法第27条第1項に規定される「省エネ基準への適合性に関する説明書」または住宅性能評価書、フラット3.5S適合証明書、BELS評価書などの第三者機関での評価結果）   | —         |

※ 提出された書類は返却しませんので、必要に応じコピーしたものをご提出ください。  
窓口でのコピーはご遠慮願います。

## 益城町戸建て木造住宅耐震改修事業 提出書類チェックリスト 2

## 〔 建替え工事 〕 完了時

建替え工事が完了したら、速やかに下記の書類を提出してください。

| 確認欄 | 提出書類               |          |
|-----|--------------------|----------|
|     | 1 完了実績報告書          | 別記第14号様式 |
|     | 2 建替え工事に係る契約書の写し   | —        |
|     | 3 建替え工事監理に係る契約書の写し | —        |
|     | 2 工事監理報告書          | 別記第15号様式 |
|     | 3 完了検査済証（建築基準法第7条） | —        |
|     | 4 建替え前後の状況が確認できる写真 | —        |

※ 提出された書類は返却しませんので、必要に応じコピーしたものを提出してください。  
窓口でのコピーはご遠慮願います。

## 益城町戸建て木造住宅耐震改修事業 提出書類チェックリスト 3

## 〔 建替え工事 〕 交付請求時

町から補助金額確定通知書が届いたら、下記の書類を提出してください。

| 確認欄 | 提出書類   |          |
|-----|--|----------|
|     | 1 補助金交付請求書   | 別記第17号様式 |
|     | 2 建替え工事に係る領収書の写し                                   | —        |
|     | 3 耐震改修工事監理に係る領収書の写し                                | —        |
|     | 4 通帳の写し ※支店名・口座番号などがわかるように、<br>表紙を開いた状態でコピーしてください。 | —        |

※ 提出された書類は返却しませんので、必要に応じコピーしたものを提出してください。  
窓口でのコピーはご遠慮願います。